6．各　種　軽　減

1．交通運賃の割引

（1）電車（旅客鉄道株式会社(JR)・私鉄各社）

身体障害者手帳又は療育手帳を呈示し、割引乗車券を購入してください。（12 歳以上の方）

種　別	乗　車　の　形　態	割引適用乗車券	割　引　率
第１種	障害者本人が単独で乗車する場合 (片道 100 キロメートルを超えて乗車するときのみ)	普通乗車券	50%
	介護者と共に乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券	本人・介護者（1 名まで）ともに 50% (障害者が小児定期乗車券の該当者に対しては介護者のみ)
第２種	障害者本人が単独で乗車する場合 (片道 100 キロメートルを超えて乗車するときのみ)	普通乗車券	50%
	介護者と共に乗車する場合 (障害者本人が 12 歳未満の場合のみ)	定期乗車券	介護者（1 名まで）のみ 50%

※鉄道事業者により異なりますので、詳しくは利用される各鉄道事業者へお問い合わせください。

（2）バス

種　別	乗　車　の　形　態	割引適用乗車券	割　引　率
第１種	障害者本人が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%（本人）
		定期乗車券	30%（本人）
	介護者とともに乗車する場合	普通乗車券	50%（本人・介護者）
		定期乗車券	30%（本人・介護者）
第２種	障害者本人が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%（本人）
		定期乗車券	30%（本人）
	介護者とともに乗車する場合（※1）	定期乗車券	30%（本人・介護者）

※1 バス会社によって異なりますので詳しくは利用される各バス会社へお問い合わせください。

※2 本人の場合は身体障害者手帳又は療育手帳を、介護者の場合は「バス介護付」のスタンプを押してある箇所を呈示してください。

※3 詳しくは、利用されるバス会社へお問い合わせください。

（3）タクシー

身体障害者手帳又は療育手帳を所持されている方が、タクシーを利用された場合、手帳を呈示することにより運賃 10%が割引されます。近畿運輸局管内は全社が対象となっています。

※他の地域でも実施されていますので、各タクシー利用時にご確認ください。

※詳しくは、近畿運輸局大阪運輸支局（TEL072-822-6733）へお問い合わせください。

２．有料道路の通行料金割引

有料道路料金が通常の 50%の割引になります。他の割引との重複適用は出来ません。事前に障害福祉課（又はオンライン）にて登録手続きをしておく必要があります。

<対象者>	第１種	第２種
身体障害者手帳	・障害者本人が運転する場合 ・障害者本人以外が運転し、障害者本人が同乗する場合	・障害者本人が運転する場合
療育手帳	・障害者本人以外が運転し、障害者本人が同乗する場合	・不可

【ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）を利用される場合の割引について】

事前に、特定の自動車やＥＴＣカードを登録することによって、ＥＴＣレーンを通って割引を受けることができます。

・対象自動車…①本人または生計を同じにする方が所有する自動車
②第１種の方で上記の方が自動車を所有していない場合、本人を日常的に継続して介護している方の所有する自動車
※営業用自動車、トラックは登録不可
※障害者１名につき１台

・ＥＴＣカード…本人名義のものに限る。
ただし、障害者が未成年で第１種の場合、親権者等の名義でも可。

【申請方法】

① 茨木市役所障害福祉課窓口（又は郵送）申請
②（ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）を希望する方のみ）オンライン申請

オンライン申請受付サイト　https://www.expressway-discount.jp　申請ページ QR コード→

【窓口申請時の持参物】

書類名	手続き内容					
	割引申請のみ希望			ETC 無線通行（ノンストップ走行）希望		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新
障害者手帳	○	○	○	○	○	○
自動車検査証※1	×	×	×	○	○	○
ETC カード	×	×	×	○	△※3	△※4
ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等	×	×	×	○	△※3	△※4
運転免許証※2	△	×	×	△	×	×

※1…電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項」を電子機器による画面提示又は印刷物で確認します。

※2…第２種手帳所持者のみ。　※3…変更する場合のみ持参ください。　※4…前回申請時から変更がある場合は持参ください。

【有効期間】

割引制度には有効期間があります。更新手続きは、割引有効期限の２か月前からできます。
期限は手帳に記載されます。

【利用方法】

各利用方法等に関しては、茨木市障害福祉課 HP でご確認いただくか、窓口にて資料配布をご希望ください。

茨木市　有料道路割引　検索

３．航空運賃の割引

一部の航空会社において、障害者割引運賃が利用できます。

【対象者】

身体障害者手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているご本人と介護者（１名）の方が割引の対象になります。

※詳細は航空会社営業所、代理店にお問い合わせください。

４．船舶運賃の割引

※一部の船舶会社において、旅客運賃の割引を受けることができます。

※利用方法については、各船舶会社にお問い合わせください。

５．NHK 放送受信料の減免

【全額免除】

・「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

※障害者と同居の親族全員が非課税であることが必要です。

【半額免除】

・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合

・重度の障害者（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神手帳１級）が世帯主の場合

・いずれの場合も上記の障害者が NHK の受信契約者である事が必要です。

【必要な手続き】

・障害福祉課にて要件確認のうえ、放送受信料免除申請書に証明します。

・障害者手帳と印鑑が必要です。

【申請】

障害福祉課で手続後、申請書は下記へ提出してください。

〒661-8790

尼崎市潮江１丁目２番６号 尼崎フロントビル４階

NHK 営業サービス株式会社 兵庫事業所

電　話・・・06-6937-9000　　ＦＡＸ・・・06-6937-3501

６．携帯電話料金割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ち方を対象に、携帯電話料金の割引制度がある場合があります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

７．各種施設の割引

各種施設の券売場等で手帳を提示すると、割引が行われる場合があります。詳しくは、各種施設等にお問合せください。

８．本市施設利用(個人利用)の減免

施　設　名	対　　象　　者	割引率	備　　考	問　合　先
各市民プール	障害者（身体・知的・精神）・介護者	50%		スポーツ推進課 (072-620-1608)
竜 王 山 荘	障害者（身体・知的・精神）・介護者	50%	宿泊料金のみが対象	竜王山荘 (072-649-4402)
各市民体育館	障害者（身体・知的・精神）・介護者	50%	トレーニング室、卓球室等の個人利用が対象	市民体育館 (072-626-3821) 福井市民体育館 (072-641-4961) 東市民体育館 (072-633-5701) 南市民体育館 (072-630-0111)
春日丘 運動広場	障害者（身体・知的・精神）・介護者	50%	弓道場個人利用が対象	スポーツ推進課 (072-620-1608)
市 駐 車 場 市 駐 輪 場	障害者（身体・知的・精神）・介護者	50%	事前に「減免者等駐車場専用カード」の発行を受ける※	交通政策課 (072-647-2916)

※「減免者等駐車場専用カード」は、有人の市駐車場（市駐輪場）でのみ発行いたします。
※「減免者等駐車場専用カード」は、市駐車場の他、市の公共施設（体育館、図書館など）駐車場でもご利用できます。カードの利用に関しては、交通政策課にお問い合わせください。

９．障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」

株式会社ミライロが開発した障害者手帳アプリで、障害者手帳(身体、療育、精神)の情報をスマートフォンに取り込むことにより、スマートフォンの画面上に障害者手帳情報を表示させるものです。一部の市立施設(上記「９．本市施設利用(個人利用)の減免」に記載の施設など)では、従来の障害者手帳に加え、この「ミライロ ID」による障害者手帳情報の提示による障害者割引の適用が可能です。「ミライロ ID」には、他にも、電子クーポンや障害者割引価格のチケットの利用、旅客運賃減額(第１種・第２種)、一人ひとりに合わせた情報の配信等も利用することができます。

問合先　障害福祉課 電話 072-620-1636

「ミライロ ID」のダウンロードはこちら→

10. 自動車税・軽自動車税の減免

(1)　自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免

《減免を受けることができる範囲》※減免対象は自家用自動車のみ※記載内容は大阪府の場合

障害の区分		軽度以外の障害(重度の障害)	軽度の障害
身体障害者	下肢不自由	1～3級	4～6級
	体幹不自由	1～3級	5級
	上肢不自由	1～3級	4～6級
	脳原性運動機能障害	1～4級	5・6級
	視覚障害	1～4級	5・6級
	聴覚障害	2～4級	6級
	平衡機能障害	3級	5級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級	4級
	音声・言語又はそしゃく機能の障害	3・4級	－
	肝臓機能障害・HIV 感染による免疫の機能の障害	1～3級	4級
知的障害者		A・B1・B2	－
精神障害者（※）		1級	－

※自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている１級の方に限ります。

◎自動車の所有者(納税義務者)が身体障害者等（本人）の場合(注１)

運転者	障害の程度	使用目的（注４）	車種・構造（注５）	減免の適否
身体障害者等（本人）	問いません	問いません	問いません	○
身体障害者等の家族(注２)	重度	身体障害者等のための利用	身体障害者等の利用に適したもの	○
	軽度	－	－	×
常時介護する者(注３)	重度	身体障害者等のための利用	身体障害者等の利用に適したもの	○
	軽度	－	－	×

◎自動車の所有者（納税義務者）が身体障害者等の家族の場合(注１)

運転者	障害の程度	使用目的	車種	減免の適否
身体障害者等（本人）	重度	問いません	問いません	○
	軽度	－	－	×
身体障害者等の家族(注２)	重度	身体障害者等のための利用	身体障害者等の利用に適したもの	○
	軽度(18歳未満)	身体障害者等のための利用	身体障害者等の利用に適したもの	○
	軽度(18歳以上)	－	－	×
家族以外	－	－	－	×

（注１）「身体障害者等」とは、身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいいます。
（注２）「身体障害者等の家族」とは、身体障害者等と生計を一にする方（身体障害者等と有無相助けて日常生活の資を共通にしている配偶者、６親等内の血族及び３親等内の姻族の方）をいいます。(同居の場合は「住民票の写し」が、別居の場合は「民生委員発行の状況確認書」等が必要です。)
（注３）常時介護する者とは、身体障害者等のみで構成される世帯の、軽度以外の障害（重度の障害）の身体障害者等が所有する自動車を、その身体障害者等のために継続して日常的に運転する方で、福祉事務所等の確認を受けた方をいいます。
（注４）身体障害者等が専ら自動車を使用していない場合は、減免の対象となりません。(例：入院・入所中の身体障害者等の面会・洗濯物の運搬、家族等が自分の通勤、その他日常生活に使用。)
（注５）自動車の車種や構造等の面から、身体障害者のために使用する自動車と認められない自動車(バス・トラック等)については、減免が認められないことがあります。

◎問合先一覧

区　　分	減免対象税目 [申請期限]	問　合　先
自動車を新規に取得する場合	自動車税(種別割) 自動車税(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割) [自動車の登録の日]	大阪自動車税事務所寝屋川分室 住所：寝屋川市高宮栄町 13-2 電話：072-823-1801
自動車を既に取得している場合で４月１日に減免の要件に該当しているとき	自動車税(種別割) [自動車税(種別割)の納期限]	三島府税事務所 住所：茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：072-627-1121
自動車を既に取得している場合で４月１日以降に減免の要件に該当することとなったとき	自動車税(種別割) [減免事由に該当することとなった日(手帳受領日)から 60 日以内]	三島府税事務所 住所：茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：072-627-1121

※自動車税(種別割)の減免申請は、申請期限後でも可能です。ただし、減免額は申請があった月の翌月から月割りで計算した額となります。なお、自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)は、申請期限を過ぎると減免が適用できない期間が発生することがありますので、ご注意ください。詳しくは上記機関にお問い合わせください。

※申請に必要な書類等については、減免のしおり(大阪府発行)を必ずご確認ください。

(2) 軽自動車税（種別割）の減免（茨木市の場合）

毎年度の賦課期日現在（4 月 1 日）に軽自動車等を所有している方は、納税通知書を送付する５月初旬から納期限（５月 31 日）までに、減免の申請を行ってください。

なお、納期限までに申請を行わなかった場合、当該年度分の減免は受けられません。

《減免を受けることができる場合》

障害の程度の区分表にあてはまる障害者（以下、「身体障害者等」という。）又はその家族（生計を一にする方。以下、「同一生計者」という。）が所有する軽自動車等で、次に掲げる方が運転するもの。

① 当該身体障害者等本人
② 当該身体障害者等のために、その同一生計者
③ 当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の方）のために、その常時介護者

※ 自動車検査証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます。
※ 普通自動車税（大阪府）・各市町村と減免基準が異なります。
※ 自動車・軽自動車等を通じて、１人の身体障害者等について１台に限ります。

＜障害の程度の区分表＞

障害の区分		障害の級別等
下肢不自由		１～６級
体幹不自由		１～３級及び５級
上肢不自由		１～２級の１及び２
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級(片方の上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	１～６級
視覚障害		１～３級及び４級の１
聴覚障害		２～３級
平衡機能障害		３級
音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能喪失)		３級
心臓機能障害		１・３級
じん臓機能障害		１・３級
呼吸器機能障害		１・３級
ぼうこう又は直腸若しくは小腸の機能障害		１・３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害		１～３級
知的障害者		療育手帳Ａ
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳１級

《問合先》 市民税課　諸税係　(本館２階 12 番　電話：072-620-1614)

11．その他の税の軽減措置

種　類	内　容	軽　減　内　容	問合せ先
所　得　税	・普通障害者控除(本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合) ・特別障害者控除（障害者のうち、障害の程度が重度である場合） ・同居特別障害者扶養控除 ・障害者扶養共済等掛金控除	所得控除　27 万円 所得控除　40 万円 所得控除　35 万円の加算 掛金の全額を所得控除	最寄りの税務署 又は税務相談室
住　民　税	・普通障害者控除(所得税の場合と同じ) ・特別障害者控除（所得税の場合と同じ） ・同居特別障害者扶養控除 ・障害者扶養共済等掛金控除 ・前年の合計所得が 135 万円以下の方	所得控除　26 万円 所得控除　30 万円 所得控除　23 万円の加算 掛金の全額を所得控除 非課税	市民税課 本館２階１２番 072-620-1614
個人事業税	・重度の視力障害者（失明又は両眼の視力 0.06 以下の者）が行うあんま、指圧、はり、マッサージ、きゅう、柔道整復等医業に類する事業	課税対象外	三島府税事務所
贈　与　税	・障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額に対する贈与税の免除	・特別障害者は 6,000 万円まで非課税 ・特別障害者以外の精神に障害のある方は 3,000 万円まで非課税	最寄りの税務署 又は税務相談室
	・心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得したとみなされる場合	非課税	
相　続　税	・法定相続人である日本国内に住所を有する 85 歳未満の障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合	税額から満 85 歳に達するまでの年数１年につき 10 万円〈特別障害者については 20 万円〉控除	最寄りの税務署 又は税務相談室
	・心身障害者扶養共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得した場合	非課税	

表中の特別障害者とは、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の手帳所持者のことです。普通障害者とは、手帳所持者のうち前述特別障害者以外の方になります

マル優制度の適用

障害者に対してマル優制度（少額貯蓄非課税制度・少額公債非課税制度）が適用されます。
それぞれ元本350万円までで、合計700万円を限度として利子等が非課税になります。
詳しくは各金融機関にお問合せください。

所得税・住民税の障害者控除対象者認定

障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、65 歳以上の方で、障害者または特別障害者に準ずる状態と認められる場合には、申請により障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。
認定されると確定申告等で税の控除を受けることができます。
問合先：地域福祉課　南館２階 15 番　電話：072-620-1634

おむつ代の医療費控除

１年間(1月１日～12月 31 日)に使用したおむつ代を、確定申告時に医療費控除として申請する際、介護保険の要介護認定者で一定の案件を満たしている場合、申請に必要な「おむつ使用確認書」を交付します。ただし、１年目の申告の場合は医師の証明が必要となります。
問合先：長寿介護課　本館２階 14 番①　電話：072-620-1637 又は最寄りの税務署